まれると疑うに足りる国外関係電気通信設備により送受信が行われる国外関係通信媒介中通信情報が複製され、受信用設備に送信されるようにするための所定の特定外内通信目的送信措置を講ずることができるものとすることとした。また、４に関する所要の規定は、内閣総理大臣が特定外内通信目的送信措置を講ずる場合について準用するものとすることとした。（第三二条関係）

(二)　特定内外通信目的送信措置

内閣総理大臣は、サイバー通信情報監理委員会の承認を受けて、媒介される国外関係通信に所定の要件を満たす特定の内外通信（当該通信に係るアイ・ピー・アドレス等から判断して、国内設備から国外設備に送信される電気通信に該当すると認められる電気通信をいう。）が含まれると疑うに足りる国外関係電気通信設備により送受信が行われる国外関係通信媒介中通信情報が複製され、受信用設備に送信されるようにするための所定の特定内外通信目的送信措置を講ずることができるものとすることとした。また、４に関する所要の規定は、内閣総理大臣が特定内外通信目的送信措置を講ずる場合について準用するものとすることとした。（第三三条関係）

特定外内通信目的送信措置又は特定内外通信目的送信措置により取得した取得通信情報の取扱い

(一)　自動的方法により取得通信情報を選別して記録する措置の実施

内閣総理大臣は、特定外内通信目的送信措置又は特定内外通信目的送信措置により取得通信情報を取得したときは、当該取得通信情報の中から所定の要件を満たす機械的情報であるもののみを選別して記録する措置であって、自動的方法で行われるものを講じなければならないものとし、また、当該措置が終了したときは、直ちに、当該措置により得られた取得通信情報を除き、当該措置の対象となった取得通信情報の全てを消去しなければならないものとすることとした。（第三五条関係）

(二)　取得通信情報の取扱いに関する規定の適用

内閣総理大臣が特定外内通信目的送信措置又は特定内外通信目的送信措置により取得通信情報を取得した場合には、特定外内通信目的送信措置又は特定内外通信目的送信措置により取得した取得通信情報と、(一)の措置を自動選別と、当該措置により得られた取得通信情報（当該取得通信情報を複製し、又は加工して作成された情報（提供用選別後情報となったものを除く。）を含む。）を選別後通信情報とそれぞれみなして、５に関する所要の規定を適用するものとすることとした。（第三六条関係）

総合整理分析情報等の提供

(一)　内閣総理大臣による情報の整理及び分析

内閣総理大臣は、報告等情報、選別後通信情報、提供用選別後情報、９の(一)に規定する協議会を通じて得た情報その他の情報が重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止に有効に活用されるよう、当該情報の整理及び分析を行うものとすることとした。この場合において、選別後通信情報については、特定被害防止目的の達成のために必要があると認める場合に限り、当該整理及び分析を行うことができるものとすることとした。（第三七条関係）

(二)　行政機関等に対する情報提供

内閣総理大臣は、重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止のため必要があると認めるときは、国の行政機関に対し、(一)の規定により整理又は分析した情報（以下「総合整理分析情報」という。）を提供するものとし、総合整理分析情報が警察官職務執行法の関係規定（自衛隊法の関係規定において準用する場合を含む。以下同じ。）による処置に関する事務に資すると認めるときは、警察庁及び防衛省に対し、これを提供するものとすることとした。この場合において、内閣総理大臣は、総合整理分析情報に選別後通信情報が含まれるときは、特定被害防止目的の達成のために必要があると認める場合（当該選別後通信情報が選別後当事者通信情報である場合にあっては、あらかじめ当該選別後当事者通信情報に係る協定当事者の同意を得た場合に限る。）に限り、提供することができるものとすることとした。また、総合整理分析情報の提供を受けた総務大臣は、所定の場合に、電気通信事業者に総合整理分析情報を提供することができるものとすることとした。（第三八条関係）

(三)　外国の政府等に対する情報提供

内閣総理大臣は、重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止に関する事務を遂行するために必要があると認めるときは、外国の政府又は国際機関であって、この法律の規定により国の行政機関が提供用総合整理分析情報（総合整理分析情報であって選別後通信情報を含まないものをいう。）を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置を講じているものに対し、当該提供用総合整理分析情報を提供することができるものとすることとした。（第三九条関係）

(四)　特別社会基盤事業者に対する情報提供

(二)の規定により総合整理分析情報の提供を受けた特別社会基盤事業所管大臣は、特定重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止のため必要があると認めるときは、特別社会基盤事業者に対し、周知等用総合整理分析情報（提供用総合整理分析情報であって秘密を含まないものをいう。）を提供することができるものとし、周知等用総合整理分析情報の提供を受けた特別社会基盤事業者は、当該周知等用総合整理分析情報を活用して、特定重要電子計算機に対する特定不正行為による被害を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとすることとした。（第四〇条関係）

(五)　電子計算機を使用する者に対する周知等

内閣総理大臣は、重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止のため必要があると認めるときは、重要電子計算機を使用する者、重要電子計算機に対する特定不正行為に用いられるおそれのある電子計算機を使用する者その他の者に対し、周知等用総合整理分析情報を提供し、又はこれを公表その他の適切な方法により周知することができるものとすることとした。（第四一条関係）

(六)　電子計算機等供給者に対する情報提供等

(1)　内閣総理大臣又は重要電子計算機としての用いられる電子計算機若しくは当該電子計算機に組み込まれるプログラム（以下「電子計算機等」という。）の供給を行う事業を所管する大臣（以下「電子計算機等供給事業所管大臣」という。）は、総合整理分析情報その他の情報により電子計算機等における脆弱性（電子計算機のサイバーセキュリティを害するおそれがある電子計算機又は電子計算機に組み込まれるプログラムに含まれる要因（当該電子計算機の通常予見される使用形態によらないことにより生ずるものを除く。）をいう。）を認知したときは、必要に応じ、当該電子計算機等に係る電子計算機等供給者（電子計算機等の供給を行う者をいう。）に対し当該電子計算機等における脆弱性に関する周知等用総合整理分析情報その他の情報（選別後通信情報又は秘密を含むものを除く。）を提供するとともに、当該情報又は当該脆弱性への対応方法について、公表その他の適切な方法により周知することができるものとすることとした。（第四二条第一項関係）

(2)　電子計算機等供給事業所管大臣は、総合整理分析情報その他の情報により特定重要電子計算機又は当該電子計算機に組み込まれるプログラム（以下「特定電子計算機等」という。）における脆弱性を認知した場合であって、当該脆弱性に起因する特定重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止のために必要があると認めたときは、当該特定電子計算機等に係る電子計算機等供給者に対し、当該被害を防止するために必要な措置を講ずるよう要請することができるものとすることとした。（第四二条第二項関係）

(七)　安全管理措置等

(1)　内閣総理大臣及び要管理提供用総合整理分析情報（提供用総合整理分析情報であって秘密を含むものをいう。）の提供を受けた国の行政機関の長等は、その取り扱う要管理提供用総合整理分析情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該要管理提供用総合整理分析情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないものとすることとした。（第四四条第一項関係）